

松陰高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めに従い、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて通信による高等学校普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、松陰高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、山口県岩国市錦町宇佐郷507番地に置く。

(課程、学科、収容定員及び修業年限)

第4条 本校の課程、学科、収容定員、修業年限は、次表のとおりとする。

課 程	学 科	収容定員 (人)	修業年限
通信制（単位制）	普通科	2400	3年以上

第2章 学期及び休業日

(学期)

第5条 本校は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校は、通信制単位制のため休業日はもうけない。

第3章 教育課程、学習指導、学習の評価及び卒業等

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、学習指導要領に定めに従い、校長が定める。

(学習指導)

第8条 本校の学習指導は、校長が定める教育課程に基づき、教科用図書、その他の教材の使用による学習並びに添削指導、面接指導、試験等の方法により行うものとする。

2 同時履修単位数の限度、科目別履修期間、メディアの利用については、校長が定める。

(学校外における学修及び単位認定)

第9条 校長は、教育基本法及び学校教育法並びに高等学校学習指導要領の示すところに従い、地域や学校の実態を十分考慮して、次の各号に関わる学校外学修を定める。

(1) 海外留学に関わる学修

校長は、生徒が外国の高等学校(正規の後期中等教育機関)へ留学し、その成果が認められるときは、単位認定を行うことができる。

(2) 学校間連携による学修

校長は、生徒が履修したい科目が本校に設けられていないが、他の高等学校(専門教科、定時制、通信制の課程)で開設されている場合、学校間の協議により、学校外学修として単位認定を行うことができる。

(3) 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修

校長は、生徒が大学や専門学校又は専修学校の高等課程又は専門課程で開設されている教科・科目を学修するとき、あるいは公民館その他の社会教育施設において開設する講座等を学修するとき、それらの機関との協議により、本校の学校外学修として単位認定をすることができる。

(4) 技能審査による学修

校長は、生徒が本校の教育課程に設けた各教科・科目の学習内容に対応し、かつ本校が定める要件を満たす知識・技能審査に合格した場合、本校の学校外学修として単位認定をすることができる。

(5) ボランティア活動等の学修

校長は、生徒が学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で成果があるときは、本校学校外学修として単位認定を行うことができる。

(6) 高等学校卒業程度認定試験の合格による学修

校長は、生徒が在学中又は入学する前に、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修について、自校の科目の履修とみなし、単位認定を行なうことができる。

(7) 別科において習得した科目による学修

校長は、生徒が在学中又は入学する前に、別科において高等学校指導要領の定めるところに準じて取得した科目に係る学修について、自校の科目の履修とみなし、単位認定を行なうことができる。

(8) 技能連携による学修

校長は、生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設において受けた学習を、教科の一部の履修とみなす措置をとることにより、単位認定を行うことができる。
但し、単位認定の対象となるのは、職業に関する教科であり、認定単位数は卒業に必要な単位数の2分の1以内とする。

(9) 併修による学修

校長は、生徒が他校の定時制もしくは通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、校長の定めるところにより、その単位数を卒業に必要な単位数に含めることができる。

(学校設定科目及び学校設定教科)

第10条 校長は、教育基本法及び学校教育法並びに高等学校学習指導要領等の示すところに従い、地域や学校及び生徒の実態を十分考慮し、学校設定科目及び学校設定教科を定める。

(面接等の指導)

第11条 生徒は、本校又は本校が通信教育連携協力施設として指定した協力校及び次の各号を満たす大学・短大、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設(以下、「面接指導等実施施設」という。)において、面接等の指導を受けることができる。また、面接指導等実施施設以外のもの(以下「学習等支援施設」という。)では進路選択及び心身の健康等に係る相談、その他の学習活動等の支援を受ける事ができる。

- (1) 本校が、所有あるいは使用できる施設であること。
- (2) 本校の使用面積が、原則として100平方メートル(約30坪)以上、かつ生徒一人当たり0.5平方メートル以上の施設であること。
- (3) 本校の教職員が、面接指導実施中は常駐し、指導に当たる施設であること。

2 面接指導施設に変更がある場合は、半年前までに山口県の担当課に届出るものとする。また、生徒・保護者に対して、事前に説明し、教育上支障の無いようにする。

3 本校の協力校は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 欠番

4 本校の面接指導実施施設は、以下の各号に掲げるものとするとし、各施設の定員については別表のとおりとする。

- (1) 岩国学習センター

住所 山口県岩国市麻里布町二丁目6-25 7F

- (2) 島根松江学習センター

住所 島根県松江市宍道町宍道1178-4

- (3) 大阪梅田学習センター

住所 大阪府大阪市北区芝田2-1-18 西阪急ビル7F

- (4) 欠番
- (5) 欠番
- (6) 欠番
- (7) 欠番
- (8) 欠番

- (9) 愛知春日井学習センター
住所 愛知県春日井市中央通 1-8-8 駅前第 3 共同ビル 3 F
- (10) 欠番
- (11) 滋賀草津学習センター
住所 滋賀県草津市大路 2 丁目 3-1-1 成基草津ビル 1.2.3 F
- (12) 名古屋西学習センター
住所 愛知県弥富市五明町内川平 4-6-5-1
- (13) 愛知岡崎学習センター
住所 愛知県岡崎市大平町 6-5-1
- (14) 静岡浜松学習センター
住所 静岡県浜松市中区上島 6-2-5-9 1.2 F
- (15) 欠番
- (16) 神戸元町学習センター
住所 兵庫県神戸市中央区下山手通 8-4-2-6
A棟 1.2.3 F B棟 1.2.3 F
- (17) 欠番
- (18) 岡山中央学習センター
住所 岡山県岡山市北区中山下 1-10-10
新田ビル 4.5 F
- (19) 静岡中央学習センター
住所 静岡県静岡市葵区伝馬町 9-1
河村ビル 4 F
- (20) 欠番
- (21) 欠番
- (22) 欠番
- (23) 欠番
- (24) 大阪南森町学習センター
住所 大阪府大阪市北区東天満 1-4-3
東天満 1 丁目 フリースクールみなも 1.2.3.4 F
- (25) みなとみらい学習センター
住所 神奈川県横浜市中区本町 4-4-3
A-PLACE馬車道 7 階
- (26) 欠番
- (27) 欠番
- (28) 欠番
- (29) 欠番
- (30) 欠番
- (31) 欠番
- (32) 欠番

- (33) 欠番
- (34) 欠番
- (35) 欠番
- (36) 欠番
- (37) 北摂川西学習センター
住所 兵庫県川西市小花 1－6－2 1
肥爪第 2 ビル 3 F
- (38) 欠番
- (39) 岩手県盛岡学習センター
住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通 2－3 0
D ‘グランフォート盛岡駅前タワーズ 1 0 2 1 F
- (40) 欠番
- (41) 欠番
- (42) 欠番
- (43) 欠番
- (44) 欠番
- (45) 静岡富士学習センター
住所 静岡県富士市瓜島町 1 6 7
- (46) 欠番
- (47) 欠番
- (48) 堺なかもず学習センター
住所 大阪府堺市北区百舌鳥梅町 3 丁 1－3
- (49) 堺深井学習センター
住所 大阪府堺市中区深井清水町 1 7 9 7－1
- (50) 大阪福島学習センター
住所 大阪府大阪市福島区大開 1 丁目 1 番 1 号
- (51) 名古屋駅前学習センター
住所 愛知県名古屋市中村区椿町 2 1－2 第 3 太閤ビル 1 0 F
- (52) 欠番
- (53) 欠番
- (54) 欠番
- (55) 丸亀学習センター
住所 香川県丸亀市浜町 4 5 番地 1
- (56) 高松学習センター
住所 香川県高松市亀井町 8 番地 1 1
- (57) 兵庫尼崎学習センター
住所 兵庫県尼崎市潮江 3－9－1 1 F・2 F
- (58) 燕三条学習センター
住所 新潟県三条市興野 2 丁目 2－5 8 りとるたうん A2－1

- (59) 欠番
- (60) 欠番
- (61) 金沢学習センター
住所 石川県金沢市本町一丁目560番地7
- (62) 欠番
- (63) 大阪心斎橋学習センター
住所 大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目10番5号 2F
- (64) 伏見学習センター
住所 京都府京都市伏見区桃山井伊掃部西町5-2
- (65) 浦安学習センター
住所 千葉県浦安市北栄3-33-10 ビッグウッドビルド2F
- (66) 加古川学習センター
住所 兵庫県加古川市別府町別府986-11
- (67) 欠番
- (68) 新潟中央学習センター
住所 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク東大通ビル2F
- (69) 福岡天神学習センター
住所 福岡県福岡市中央区天神3丁目16番24号 ハーツ天神ビル 6F
- (70) 欠番
- (71) 川崎学習センター
住所 神奈川県川崎市川崎区小川町4-1 ラ チッタデッラマッジョーレ2F
- (72) 富山学習センター
住所 富山県魚津市双葉町4-1
- (73) 日進学習センター
住所 愛知県日進市赤池1-2313 山田店舗2F
- (74) 京都二条学習センター
住所 京都府京都市中京区西ノ京職司町63-2 フィル・パーク京都二条 2F
- (75) 名古屋中央学習センター
住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目3-17 2F・3F
- (76) 木更津学習センター
住所 千葉県木更津市大和一丁目8番地6 モリビル2F
- (77) 彦根学習センター
住所 滋賀県彦根市西今町字下郷77-8 ギャザ1F
- (78) 広島学習センター
住所 広島県広島市南区荒神町5番地4 KMNビル2F・4F
- (79) 市川妙典学習センター
住所 千葉県市川市妙典5-17-19
- (80) 新浦安学習センター
住所 千葉県浦安市入船4-13-5
- (81) 西船橋学習センター

- 住所 千葉県船橋市東中山 2-14-25
- (82) 北大路学習センター
住所 京都府京都市北区小山北上総町13 成基学園知求館B1階
- (83) 町田学習センター
住所 東京都町田市原町田 1丁目3番6号 1F・2F・3F
- (84) 米子学習センター
住所 鳥取県米子市糺町 1丁目1番地3
- (85) 東京大森学習センター
住所 東京都大田区山王 3丁目27-6 大森ラルタビル7F
- (86) 藤沢湘南台学習センター
住所 神奈川県藤沢市湘南台 7-1-1 3F
- (87) 横浜学習センター
住所 神奈川県横浜市西区浅間町1丁目6-5 K&Kビル3F
- (88) 秋田学習センター
住所 秋田県秋田市中通二丁目2-7 トラストワンビル21 5F
- (89) 相模原学習センター
住所 神奈川県相模原市緑区久保沢 1-5-15 1F・2F
- (90) 藤沢学習センター
住所 神奈川県藤沢市藤沢 971-1 リベール藤沢4F
- (91) 武蔵小杉学習センター
住所 神奈川県川崎市中原区下沼部 1760 カインド玉川 4F
- (92) 筑紫学習センター
住所 福岡県筑紫野市筑紫 609-2 2F
- (93) 用賀学習センター
住所 東京都世田谷区用賀 2-15-5 朝日生命用賀ビル2F

5 本校の学習等支援施設は、以下の各号に掲げるものとする。

(1) 春日井学習センター 多治見教室

住所 岐阜県多治見市本町 2丁目18-1 1F

(学習の評価)

第12条 学習評価の方法は、校長が定める。

(単位の認定)

第13条 校長は、添削指導、面接指導、試験等の成績を総合判定し、単位修得を認定する。

2 校長は、単位修得の認定をした生徒に、単位修得証を交付することができる。

(卒業の認定)

第14条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めた者について、卒業の認定を行い卒業証書を授与する。

第4章 入学、留学、休学、退学、及び転学

(入学資格及び入学時期)

第15条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣が指定した者
- (4) その他、校長が中学校の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

2 入学の時期は、毎年4月と10月とする。なお、編入・転入による随時入学は、第22条による。

(教育を行う区域)

第16条 日本国内（別紙1）及び、下記の16ヶ国とする。

- ・オーストリア共和国 ・オーストラリア ・カナダ ・スイス連邦
- ・ドイツ連邦共和国 ・フランス共和国
- ・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 ・インドネシア共和国
- ・スリランカ民主社会主義共和国 ・ミャンマー連邦共和国
- ・マレーシア ・ニュージーランド ・ロシア連邦 ・タイ王国 ・アメリカ合衆国
- ・ベトナム社会主義共和国

(生徒募集)

第17条 生徒募集に関して必要な事項については、校長が定め、これを示す。

(出願手続)

第18条 入学志願者は、所定の入学願書に入学志願調査書及び別表の入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学者の選抜及び入学許可)

第19条 校長は、入学志願者に対し、入学者の選抜を行う。

第20条 校長は、前項に規定する入学者選抜の結果、適当と認められる入学志願者に対し、入学を許可する。

(入学手続)

第21条 入学を許可された者は、所定の時期までに、保護者又は保証人と連署した誓約書、並びに本人の住民票、その他本校が必要とする書類を添えて校長に提出しなければならない。

ならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、誓約書については、満18才を越えた者は、保証人及び本人とする。
- 3 前項に定める手続きが、所定の時期までに行われなときは、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学及び転入学)

第22条 校長は、本校に編入学又は転入学を希望する生徒がある場合は、その事情及び学力を審査した上で、これを許可することができる。

(保護者及び保証人)

第23条 保護者は、生徒の一身上の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。

2 保証人は、保護者に事故あるときは保護者に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。

第24条 校長は、保証人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

第25条 保護者又は保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届け出を行い、かつ改めて誓約書を提出しなければならない。

2 保護者又は保証人が、転籍、転居、氏名変更したときは、生徒は速やかに校長に届出なければならない。

(留学)

第26条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとする場合は、校長に留学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。

3 その他留学に関する規定については、別に定める。

(休学)

第27条 生徒が、病気その他やむを得ない理由のため長期間出席することができないときは、所定の書類にその理由を明らかにし、必要書類を添えて休学許可を受けなければならない。

(復学)

第28条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その理由を明らかにし、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受

けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第29条 生徒は、退学するときには、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第30条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、その理由を明らかにし、保護者又は保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 その他転学に関する規定については、別に定める。

(在籍)

第31条 在籍期間については、校長が別に定める。

(出校停止)

第32条 校長は、面接指導、学校行事等の実施にあたり、法定伝染病にかかった者に対し出校停止を命ずることができる。

第5章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第33条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は、別表のとおりとする。

2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、入学時又は年度の始めに当該年度分を前納しなければならない。但し、特別の事情がある場合は、所定の手続きの上、分割納入を認めることがある。

3 既納の生徒納付金は返還しない。但し、特別の事情があると校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。

(生徒納付金の免除)

第34条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(滞納)

第35条 校長は、生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた時は、その生徒を本校の学籍から除籍することができる。

(物品の弁償)

第36条 校長は、生徒が、本校、協力校及び面接指導実施施設の校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部若しくは一部を弁償させることができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第37条 校長は、学業、人物、その他に優れ、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第38条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。3 前項に規定する退学の処分は、次の各号に該当する生徒に対して行うことができる

- (1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく、学習指導に定める科目の履修が常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 職員組織

(職員)

第39条 本校には、校長、副校長、教頭、教諭、事務長及び事務職員を適宜置くことができる。

2 本校には、前項に掲げる職員のほかに、必要な職員を置くことができる。

第8章 補則

(委任)

第40条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付則

- 1 この学則は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成23年度 学則変更認可後から施行する。
- 3 この学則は、平成24年度 学則変更認可後から施行する。
- 4 この学則は、平成25年度 学則変更認可後から施行する。
- 5 この学則は、平成26年度 学則変更認可後から施行する。
- 6 この学則は、平成27年度 学則変更認可後から施行する。

- 7 この学則は、平成28年度 学則変更認可後から施行する。
- 8 この学則は、平成29年度 学則変更認可後から施行する。
- 9 この学則は、平成30年度 学則変更認可後から施行する。
- 10 この学則は、令和元年度 学則変更認可後から施行する。
- 11 この学則は、令和2年度 学則変更認可後から施行する。
- 12 この学則は、令和3年度 学則変更認可後から施行する。
- 13 この学則は、令和4年度 10月1日以降から施行する。
- 14 この学則は、令和5年度 学則変更認可後から施行する。
- 15 この学則は、令和6年度 4月1日以降から施行する。
- 16 この学則は、令和6年度 学則変更認可後から施行する。
- 17 この学則は、令和7年度 4月1日以降から施行する。
- 18 この学則は、令和7年度 学則変更認可後から施行する
- 19 この学則は、令和8年度 4月1日以降から施行する。